

(申請手続等のご案内)

# 「兵庫県飲食店等一時支援金」 募集概要

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策にご協力いただいた飲食店等を運営する事業者に対して支援金を支給し、事業継続を支援します。

## 支給額

1店舗あたり **10万円** (一律額)

## 支給対象事業者

以下の全てを満たす事業者が支給対象となります。(詳しくは募集要項をご覧ください)

- ①兵庫県の「新型コロナ対策適正店認証制度」による認証を受けた飲食店等であること
- ②対象店舗が、食品衛生法上の飲食店営業又は喫茶店の営業の許可を、本支援金の申請日までに受け、営業の実態があること
- ③対象店舗が、令和3年11月以降の燃料費、光熱水費及び原材料価格高騰の影響を受けていること
- ④令和4年4月以降も、対象店舗の営業を継続する意思があること

## 申請方法等

○申請方法: 原則オンライン申請 (オンライン申請が困難な方は、郵送申請も可)

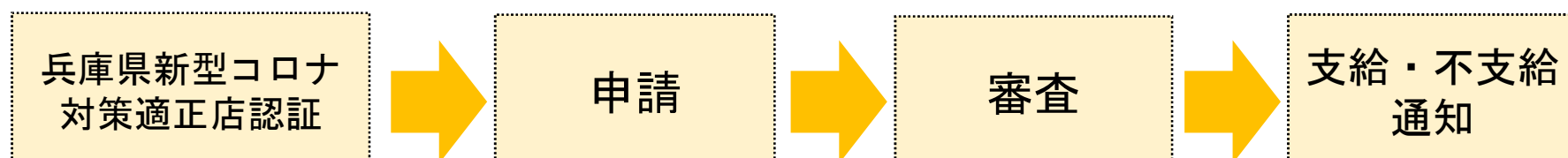
○申請書の入手方法

ウェブサイトからダウンロードしてください

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr07/ichijishienkin-insyoku.html>



○基本的な流れ




《申請受付期間》

令和4年1月17日(月)～令和4年**2月28日(月)**

※当日消印有効

# 申請に必要な書類

	書類名	説明・具体例
1	申請書（誓約・同意事項を含む）	必要事項をオンライン入力してください。 郵送の場合は、所定の様式に記入してください。
2	代表者の本人確認書類の写し （住所、氏名、生年月日が分かるもの）	法人代表者又は個人事業主本人のマイナンバーカード （表面のみ）、運転免許証、パスポート（住所欄含む）、 健康保険証等の写し（いずれか一つ）
3	兵庫県の新型コロナ対策適正店認証 ステッカーを店頭又は店内に掲示して いる写真	認証ステッカーが鮮明に写った写真 
4	飲食店又は喫茶店の営業許可証の写し	本支援金の申請日以前に、営業許可を受けていることがわ かる営業許可証の写し ※許可を受けた者と申請者が異なる場合は、申出書が必要 （募集要項参照）
5	振込希望口座の通帳の写し等 （金融機関の名称・支店名・預金種別・ 口座番号・口座名義が分かるもの）	表紙と見開き1・2ページ目の両方 ※電子通帳の場合は画面コピー等

※一部の書類については、提出を省略できる場合があります。詳しくは募集要項をご覧ください。

## 注意事項

- ・本支援金を受けるにあたり、令和3年1～10月までの休業・時短協力金を受けていたことは、必ずしも必要ではありません。ただし、本支援金の審査において、休業・時短協力金審査の際に県が確認・把握した営業実態等に関する事実を考慮する場合があります。
- ・申請書の内容について、事務局の審査担当者から問い合わせや追加資料の提出をお願いする場合がありますので、ご協力をお願いします。  
その際、連絡が取れない場合や、期日までに事務局が指定した書類の提出がない場合には、申請を取下げたものとみなしますので、ご注意願います。
- ・必要に応じて、現地調査をさせていただく場合があります。その際は、対応をよろしく願います。

## お問い合わせ等

### 兵庫県飲食店向け協力金・一時支援金コールセンター

【電話番号】 **078-361-2501**

（電話番号をよくお確かめの上、くれぐれもお間違えのないようお願い申し上げます。）

【開設時間】 午前9時から午後5時（土日祝日を除く）

- まずは、ホームページの「よくある質問」(Q&A)をご確認ください。
- 審査状況についてのお問い合わせにはお答えできません。

